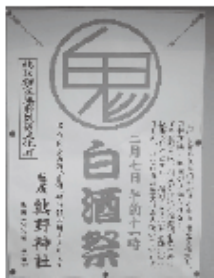


2月7日

熊野神社で恒例の『白酒祭』が開かれました

五穀豊穡を祈った村祭りが起源で600年の歴史をもつ



300人以上の方が参加



区の無形文化財に指定されている矢的を射る「オビシャ」



直径1.8mの鬼円の的

8mの距離



甘酒も振る舞われ



神楽殿では「白酒節」が披露

協議会サイト(ホームページ)をご覧になりましたか?

志茂まちづくり協議会のホームページが開設されましたのでどうぞご利用下さい。 <http://shimo.machikyou.net/>

【北区より】

密集事業の内容を詳しく知りたい方、土地の売却をご検討している方、建替えをお考えの方は下記までご相談下さい。

事務局・問い合わせ先
北区まちづくり部 まちづくり推進課
電話 3908-9154 FAX 3908-2244
E-mail machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して



志茂まちづくり協議会ニュース

第7号 平成19年4月

発行：志茂まちづくり協議会
URL: <http://shimo.machikyou.net/>

平成19年4月19日(木)

第7回 志茂まちづくり協議会を開催します!

平日夜間の開催です、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日時：4月19日(木)午後7時から8時30分頃まで

場所：志茂東ふれあい館2階A・Bホール(志茂4-44-1)

〈内容〉

旧志茂小学校の暫定利用・広場整備について

2月20日

第6回志茂まちづくり協議会を開催しました!



第6回志茂まちづくり協議会の開催状況

話し合いでの意見等は、裏面をご覧ください。

★志茂まちづくり協議会で話し合われた事のあらまし★

《（仮称）志茂子ども交流館について》

子育て支援課からの説明

- ・施設内容は基本的には幼児～中・高生までが利用する児童館。
- ・施設規模は既存児童館で最大規模の700㎡程度を考えている。
- ・施設内容は幼児の遊び場、小学生の学童クラブ、中・高生の居場所づくり等の機能を満たすための、プレールーム、図工室、図書室等に加えて、施設管理のための事務室等を考えている。
- ・防災広場も子ども交流館機能の一端を担う事を期待している。
- ・施設整備の名目上は児童館となっているが、施設運営上の工夫をして世代間の交流施設としても機能させたい

皆さんからの意見

会長

- ・現在、神谷地区には児童館が2箇所あるが、志茂地区には無く、志茂地区の子供達は不便をしている。
- ・地元では10年程前から児童館等子供のための施設を整備するよう強く区の方へ要望してきており、旧志茂小学校の跡地利用計画に当該施設整備が盛り込まれたことを多いに歓迎している事を、皆さんにご理解願いたい。

会員の皆さん

- ・旧志茂小学校跡地利用は、防災拠点としての広場、備蓄庫、消防団施設に加えて、地域施設としての集会所、子ども交流館など多岐に亘っているのに、区への対応が縦割りであることが問題。
- ・来年度設計となっており、地元の意見や利用者の要望をどう反映するのか。協議の場をどう設けるのかを早急に検討してほしい。
- ・中期計画(案)だけでは、施設のイメージがわからない。具体的な整備計画案を基に話し合いたい。
- ・児童館機能だけではなく、志茂地域に必要な防災やスポーツ機能を取り入れる等北区の先進的な事例にしたい。

事務局

- ・今後、跡地全体の土地利用構想、配置プラン及び施設整備の検討方法をどうするかを皆さんに考えてほしい。
- ・全て協議会の全体会で検討するのか、部会を設けるのか、役員会で検討するのか、又はワークショップ形式で検討するのかなどを今後詰めていきたい。

旧志茂小学校跡地暫定利用

利用希望グループを募集します

《施設利用の要件》

- 利用施設
 - ・旧志茂小学校体育館及び校庭
- 利用期間
 - ・平成19年4月から平成20年3月までの1年間。
- 施設の管理、運営
 - ・施設の管理、運営は志茂まちづくり協議会がおこなう。
- 利用希望グループの要件
 - ・利用希望グループの代表が志茂4・5丁目に在住。
 - ・利用希望グループは、志茂まちづくり協議会の会員として活動する。
- 施設利用の承認
 - ・志茂まちづくり協議会（役員会）で承認されたグループ。

《利用申し込み方法》

利用希望の方は、裏面の事務局までご連絡下さい。
第1回募集期間：平成19年4月18日まで

耐震助成と新たな建替助成のお知らせ

①耐震診断と耐震改修・建替工事助成

- ・北区では、地震時における木造建物の倒壊を防ぎ安全を確保するために、耐震診断や耐震改修工事の際、費用の一部を助成しています。（限度額50万円）

②新たな建替助成

- ・皆さんがお住まいの志茂4、5丁目地区は6月1日から「新たな防火規制区域」に指定されます。
- ・「新たな防火規制区域」に指定された区域内では耐震助成に加えて、建替え工事の際、費用の一部を助成することになりました。（限度額100万円）

お問い合わせは、裏面の事務局まで